

埼玉県サービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県内における高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第3章の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る事務（さいたま市、川越市、川口市、越谷市及び和光市が行うものを除く。以下「本事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務の連携)

第2条 本事務は、福祉部及び都市整備部が連携して取り扱うものとし、その事務分担は別記1のとおりとする。

(事前の審査)

第3条 法第5条第1項の登録を受けようとする者は、法第6条第1項の申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する前に、埼玉県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事前協議要綱に定める事前協議の審査（以下「事前協議」という。）を受けるものとする。

(登録の申請)

第4条 申請書には、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。）第7条に定める書類のほか次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 入居契約のチェックリスト（様式第1号）
- 二 サービス付き高齢者向け住宅の共用部分（入居者が専有する居室等以外の部分）のうち、専ら入居者が共同で利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分（以下「共同利用部分」という。）の場所及び面積を記載した平面図（ただし、共同省令第7条第1項第1号の各階平面図に記載がある場合は添付を要しない。）
- 三 共同利用部分の面積を居室の面積に算入する場合は、共同利用部分面積計算表（様式第2号の1から様式第3号の2）
- 四 高齢者生活支援サービスの提供に係る約款
- 五 重要事項説明書（様式第4号）
- 六 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の写し
- 七 その他知事が必要と認める書類

- 2 共同省令第7条第2号の書類は、様式第5号又は様式第6号によるものとする。
- 3 申請書は、事前協議及び基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証の交付を受けた後に提出するものとする。

(登録の更新の申請)

第4条の2 法第5条第2項の更新の申請（以下「更新申請」という。）をしようとする者は、前条第1項及び第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 更新申請チェックリスト（様式第7号）
- 二 基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認申請の添付図面（検査機関の検印を受けたもの）の写し
- 2 前条第1項及び第2項、前項第2号並びに共同省令第7条第1項第1号から第5号までに掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

(基準の運用)

第5条 共同省令第8条及び第9条の基準の運用については、別記2のとおりとする。

(同居者の要件)

第5条の2 共同省令第3条第1項第2号の「入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者と同居させることが必要であると都道府県知事が認める者」については、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 入居者の介護を行う親族
- 二 入居者の扶養する児童又は障害者

(登録等の通知)

第6条 法第7条第2項の登録簿は、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに登録された別記様式第一号の別紙及び別添によるものとする。

- 2 法第7条第3項の規定による通知は、様式第8号によるものとする。
- 3 法第7条第4項の規定による通知は、様式第9号によるものとする。
- 4 法第7条第5項の規定による通知は、様式第10号によるものとする。

(登録の拒否の通知)

第7条 法第8条第2項の規定による通知は、様式第11号によるものとする。

(登録事項等の変更)

- 第8条 法第9条第1項の規定による届出のうち、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムにより変更できないものについては、様式第12号によるものとする。
- 2 法第9条第4項の規定による通知は、様式第13号によるものとする。

(登録簿の閲覧)

- 第9条 法第10条の規定による閲覧は、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システムに登録された別記様式第一号の別紙及び別添を入出力装置の映像面に表示する方法で行うものとする。

(地位の承継)

- 第10条 法第11条第3項の規定による届出は、様式第14号によるものとする。

(廃業等の届出)

- 第11条 法第12条第1項の規定による届出は、様式第15号の1によるものとする。
- 2 法第12条第2項の規定による届出は、様式第15号の2によるものとする。

(登録の抹消)

- 第12条 法第13条第1項第1号の申請は、様式第16号の1によるものとする。
- 2 法第13条第2項の規定による通知は、様式第16号の2によるものとする。

(入居開始の届出)

- 第13条 登録事業者は、法第6条第1項第13号の居住の用に供する前のサービス付き高齢者向け住宅について入居を開始したときは、入居開始から30日以内に知事に届け出るものとする。
- 2 前項の規定による届出は、様式第17号によるものとする。

(立入り等)

- 第14条 法第24条第1項の規定による立ち入り等については、別に定める。

(登録の取消しの通知)

- 第15条 法第26条第3項の規定による通知は、様式第18号によるものとする。

(登録住宅の目的外使用)

- 第16条 登録事業者は、法第19条の2第1項の承認（以下「目的外使用の承認」という。）を受けようとするときは、様式第19号の目的外使用に係る承認申請書を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、目的外使用の承認をしたときは、様式第20号の承認書を登録事業者に交付するものとする。
- 3 知事は、目的外使用の承認をしないときは、様式第20号の2の不承認書を登録事業者に交付するものとする。
- 4 法第19条の2第2項の規定による通知は、様式第20号の3によるものとする。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月12日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に登録されたサービス付き高齢者向け住宅（従前の登録から変更なく更新する場合を含む。）における別記2の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月28日から施行する。
- 2 改正前の埼玉県サービス付き高齢者向け住宅の登録等に係る事務取扱要領に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前にされた法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新登録を含む。以下この項において同じ。）の申請であって、この要領の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分又は登録の申請をしている者については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の際、現に提出されている登録申請書の様式は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前にされた法第5条第1項の登録（同条第2項の登録の更新登録を含む。以下この項において同じ。）の申請であって、この要領の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分又は登録の申請をしている者については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の際、現に提出されている登録申請書の様式は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に提出されている登録申請書の様式は、なお従前の例による。